

エシカルな鉱物・金属調達に関する公開質問状 2017 結果

エシカルケータイキャンペーン実行委員会

質問 1. 環境・社会問題に配慮した鉱物・金属調達を行うための管理システムについて伺います。

質問 1-1. 環境・社会問題に配慮した鉱物・金属調達を行うための方針を策定していますか。また、策定していない場合、今後策定する予定はありますか。

A. 鉱物・金属の調達方針を策定している	34
B. 鉱物・金属に特化した調達方針はないが、全般の調達方針でカバーしている	3
C. 現在は全般の調達方針のみだが、鉱物・金属調達に特化した方針の策定を検討している。	0
D. 鉱物・金属の調達方針を策定していない。	0

※A,B の複数回答 1 社

A. 鉱物・金属の調達方針を策定している が 34 社 (92%) と圧倒的だが、鉱物・金属の調達方針を策定している企業が回答しているともいえる。(複数回答の項目ではないこともあり) A,B の複数回答は 1 社だが、調達方針のウェブサイトを見ると、全般の調達方針も持っているところが多い。

質問 1-1-2. 質問 1-1 で A~C と答えた方に伺います(質問 1-1-4 まで)。策定もしくは検討されている方針についてお答えください。鉱物・金属の調達方針において、どのような環境・社会問題への配慮を定めていますか(複数回答可)

A. 土壌や水系・大気の汚染を引き起こしていないか	22
B. 野生生物や生物多様性への悪影響を及ぼしていないか	19
C. 先住民族・居住者の生活や土地・文化を侵害していないか	12
D. 児童労働や、劣悪な環境・条件での労働を行っていないか	28
E. 武装勢力の資金源となる等、紛争に関連していないか	36
F. その他	3
G. 対象とする環境・社会問題は特定していない	0

全 36 社が「E. 武装勢力の資金源となる等、紛争に関連していないか」を調達方針で対象としており、紛争鉱物対応となっていることが分かる。その他は多い順に「D. 児童労働や、劣悪な環境・条件での労働」「A. 土壌や水系・大気の汚染」「B. 野生生物や生物多様性」となり、5 番目の「C. 先住民族・居住者の生活や土地・文化」を対象としているのは 3 分の 1 の 12 社である。

質問 1-1-3. 対象鉱物を定めていますか（複数回答可）

A.金	32	G.コバルト	2
B.スズ	32	Q.特に定めてはいない	2
D.タングステン	31	E.アルミニウム	1
C.タンタル	30	F.鉄	1
P.その他	7	I.銅	1
O.鉛	5	J.亜鉛	1
H.ニッケル	4	K.銀	1
L.カドミウム	4	M.白金属	1
N.水銀	4		

質問 1-1-4. 複数の鉱物に対する方針をお持ちの方に伺います。

鉱物ごとに異なる方針を定められていますか

A.すべての鉱物に共通の方針を定めている	30
B.一部の鉱物にのみ適用される方針がある	5
未回答	2

A,B 複数回答 1 社

質問 1-2. 環境・社会問題に配慮した鉱物・金属調達を行うための内部管理体制を構築していますか。

A.社内の管理体制を構築している	31
B.常設の管理体制はない	4
C.その他	1

質問 1-3. 鉱物・金属調達におけるリスクの特定および評価を行っていますか。

A. リスクの特定及び評価のプロセスを開発し、サプライチェーン上のリスク特定の実施を行っている	27
B. リスクの特定および評価は特に行っていない	6
C. その他	3

質問 1-4. 環境・社会問題に配慮した鉱物・金属調達を行うための方針をどのような形でサプライチェーン上で徹底していますか。

A.一次取引先への通達事項として依頼	28
B.サプライヤーとの取引基本契約書に、調達方針の内容を組み入れている	8
C.サプライヤーと合意書を交わしている	6
D.特に文書化は行っていない	0
E.その他	4

質問 1-4-1. 質問 1-4 で D 以外を選択された方に伺います。上記に含まれる内容についてお答えください。(複数選択可)

A. サプライヤーによる調達方針遵守を求める	30
B. サプライヤーが、二次以下のサプライヤーに対して調達方針を遵守するように影響力の程度に応じて適切な措置をとることを求める	18
C. サプライヤー自身による自社の調達方針策定や調査の実施を求める	14
D. サプライヤーの調達方針遵守状況に関する活動を自社に報告することを求める	6
E. その他	6

質問 1-5. 苦情申し立ての仕組み

質問 1-5-1. 鉱物・金属調達における環境・社会配慮について、ステークホルダーからのフィードバックを得る仕組みを構築していますか。

A. 構築している	27
B. 構築していない	9

質問 1-5-2. 質問 1-5-1 で A と答えた方に伺います(質問 1-5-3 まで)。フィードバックを得る対象の□にチェックを入れ(複数回答可)、具体的仕組みをお書きください。

A. サプライヤー	27
B. 顧客・製品使用者	23
C. 従業員	17
D. NGO・NPO	16
E. 鉱山・工場立地住民	14
F. その他	6

N=27

質問 1-5-3. フィードバックを得た場合の対処の方法をお書きください。

質問 2. リスクの特定および評価の内容について伺います。

質問 1-3 で A. と答えた方にうかがいます。(質問 2 全体) **母数：27 社**

質問 2-1. リスク特定のための情報収集先として当てはまる項目の□にチェックを入れ(複数回答可)。情報収集方法をお書きください。

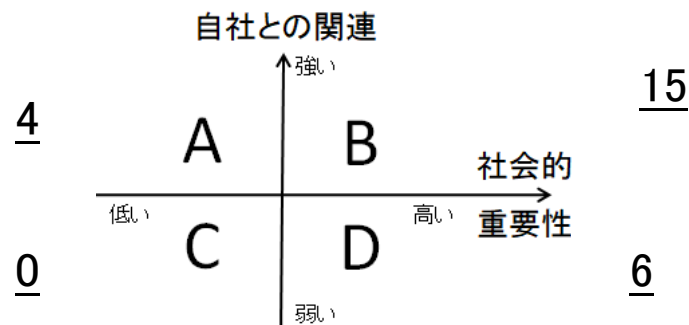
A. サプライヤー	25
サプライヤーへのアンケート送付	20
頻度:1年に1回	12
サプライヤーへの監査	5

その他	10
B. 顧客・製品使用者	9
C. 従業員	5
D. NGO・NPO	7
E. 鉱山・工場立地住民	4
F. メディア	5
G. その他	11
その他の情報収集方法: 業界団体等	9

N=27

質問 2-2. 評価の基準

A~Dのうち、評価の結果対応すべきリスクと判断される象限を丸で囲んでください。また、社会的重要性が高いと判断するポイントをお書きください。



※BとDの間 1

N=27

質問 2-3. リスク評価の頻度をご記入ください。

年 1 回	13
年 2 回以上	3
都度・不定期	11
その他	2

N=27

質問 3. 特定されたリスクへの対応、具体的な対応フェーズについて伺います。

質問 3-1. 質問 1-3 で A. と答えた方にうかがいます(質問 3-3 まで)。リスク特定および評価プロセスの結果、対応すべきリスクが特定されましたか。

A. 対応すべきリスクが特定された	14
B. 対応すべきリスクは特定されなかった	10
C. その他	1

N=27

質問 3-2. 特定されたリスクの内容をお書き下さい。

質問 3-3. 特定されたリスクへの対応・是正策をお書き下さい。

A.対応策・是正策を講じた	13
B.特に対応は行っていない	0
C.その他	3

N=27

質問 3-4. (全ての方に伺います。) 以下のような情報が得られた際の対応をご回答ください

3-4-1) 取引開始時に、その取引先のサプライチェーンが下記に関連しているという情報が得られた場合

カナダの鉱山にてテーリング施設決壊事故が発生し、水銀、鉛、ヒ素などの有害物質を含む汚染水が 260 億リットル流出。カナダ国内で活動する環境 NGO から「カナダ史上最悪の環境災害」とのちに呼ばれる事故が発生しました。その原因としては、鉱山法に抵触する過剰操業、欠陥工事、あるいは事前の環境影響評価が不十分であったことが疑われています。いまだ十分に環境回復はされていないという見方が強いものの、現在同鉱山では操業を再開し、銅、金、銀などの鉱物を輸出しています。

(2014 年 8 月ブリティッシュコロンビア州マウントポーリー (Imperial Metals 社所有) での事象を参考)

情報収集	9
現地改善状況のモニタリング	1
取引先を調査	11
取引先に調査依頼	2
社内へ情報展開	2
社内確認	1
社内検討	8
調達方針確認・遵守要請	5
改善要求	3
現地監査	2
取引先に調達変更依頼	6
代替取引先検討	4
取引停止・しない	5
特に対応しない	1
ポジションステートメント策定	1
代替手段注力	1
扱っている金属と違う	1
未回答	4

記述回答の中で出てきた内容を分類・カウント

取引先に調達変更依頼、代替取引先検討、取引停止・しないのどれかに言及した企業は **14 社**。
 その中で、「**土壌や水系・大気の汚染を引き起こしていないか**」を配慮項目に入れているのは 8 社。

3-4-2) 現在取引のある相手のサプライチェーンに関連して下記のような情報が得られた場合

エクアドル銅鉱山の操業に反対する現地先住民族と軍による衝突で警察官一名が死亡、両者にけが人が多数出る事件が発生しました。この鉱山をはじめとして当該山脈で開発されている鉱山地帯の土地はほとんどが元来先住民族の生活していた土地と認知されています。しかしながら、エクアドルの国内法では地下資源の採掘にあたって先住民族への事前の十分な情報に基づく合意（FPIC）は必要とされていなく、当該鉱山においても先住民族の人びとは鉱山開発のために十分な説明なく強制退去させられています。今回の衝突が激化した背景には国際条約で保障されている先住民族の権利やエクアドル憲法でも保障されているべき権利に対する侵害が行われていたことも背景にあると見られています。

(2016 年 12 月 14 日パナマツアーサンカルロスでの事象を参考)

情報収集	11
現地改善状況のモニタリング	0
取引先を調査	7
取引先に調査依頼	2
社内へ情報展開	2
社内確認	1
社内検討	6
調達方針確認・遵守要請	3
改善要求	6
現地監査	1
取引先に調達変更依頼	6
代替取引先検討	2
取引停止・しない	9
特に対応しない	1
ポジションステートメント策定	0
代替手段注力	0
購買先については実態把握に努めている	1
扱っている金属と違う	1
未回答	4

記述回答の中で出てきた内容を分類・カウント

取引先に調達変更依頼、代替取引先検討、取引停止・しないのどれかに言及した企業は **15 社**。
 その中で、「**先住民族・居住者の生活や土地・文化を侵害していないか**」を配慮項目に入れているのは 3 社。
 「銅」を対象鉱物としているのは 1 社。

質問 4. 鉱物・金属調達における環境・社会問題への対応や結果等の公開・コミュニケーションについて伺います。

質問 4-1. 鉱物・金属調達における環境・社会問題への対応や結果を公開していますか。

A.ウェブサイトで公開している	27
B.ウェブサイトで公開していない	8
未回答	1

ウェブサイトで公開していないと回答した企業が8社あったが、ウェブを見ると公開していないのは1社のみで、他の7社は次の質問 4-1-2 の「A.問題の背景・自社の問題意識」「B.方針」などについてウェブ掲載されていた。

質問 4-1-2. 質問 4-1 で A. と答えた方に伺います。掲載項目の□にチェックを入れ URL を記載してください。

A.問題の背景・自社の問題意識	23
B.方針	25
C.リスク評価手続き・内容（質問 2 の内容）	12
D.評価結果（質問 3-1, 3-2 の内容）	8
E.評価結果に対する対応・是正策（質問 3-3 の内容）	7
F.その他	3

質問 4-2. ウェブサイト公開に加え、追加的に行っているコミュニケーションがあれば選択およびそのコミュニケーション方法を記載してください。

		C.リスク評価 手続き・内容	D.評価 結果	E.対応・ 是正策	F.その 他
a. 取引先(上流)	26	18	15	15	7
b. 顧客・製品使用者	18	10	10	8	5
c. 従業員	14	9	7	6	6
d. NGO・NPO	6	4	2	2	3
e. 鉱山・工場立地住民	2	1	1	1	2
f. その他	2				

質問 5. 他社・団体との協力について伺います。

質問 5-1. 責任ある鉱物・金属調達を行うために、自社単独の活動（自社のサプライチェーンにおける活動を含む）以外に御社ではどのような活動を行っていますか？（複数選択可）

A. 国際的な取決めについてロビーイングを行う	1
B. 国際的なネットワーク等で協力して取組む	15

C. 同業他社と問題を共有する場を持ち、業界を上げて取組む	25
D. NGO・NPO や消費者団体と協力して取組む	2
E. 採掘に伴う問題の認知度を上げる	2
F. 自社単独の活動以外は行っていない	6
G. その他	2
未回答	2

質問 5-2. 鉱物資源・金属調達に関して、NGO との対話に関心はございますか。

A. 関心がある	19
B. 関心はない	11
未回答	6

質問 6. 以下の 3 つの法・規則等の対象にあたるかどうかをお伺いします。

当てはまる□にチェックを入れてください。

	対象企業である	対象企業ではないが、取引先から調査を受けているもしくは調査を求められている	対象企業ではなく、関連した調査や活動を求められたことはない	把握していない	未回答
米国ドッド・フランク法紛争鉱物条項	4	28	2	1	0
EU 紛争鉱物資源に関する規則案	2	5	24	2	3
英国 現代奴隷法	16	5	11	2	0

ご回答者について

鉱物・金属に関するサプライチェーン上で貴社がどの部分にあたるかお答えください。（複数選択可）

A. 鉱山操業	1
B. 精錬	2
C. 一次加工(地金等)	4
D. 二次加工(部品等)	17
E. 最終製品製造	21
F. 商社・卸売	2
G. 最終製品販売	15
H. その他	0
未回答	2

以上

エシカルな鉱物・金属調達に関する公開質問状 2017 結果
エシカルケータイキャンペーン実行委員会

公開質問状送付企業数：146 社／回答企業数：36 社

発送日： 2017 年 11 月 27 日／回答期限：2017 年 12 月 22 日

□■□ エシカルケータイキャンペーンとは

エシカルケータイキャンペーン実行委員会は、採掘問題の認知を広め、製品を通じて採掘問題を解決することを目指して、2010 年 7 月にエシカルケータイキャンペーンを開始しました。

エシカル(ethical)とは、元々「倫理的・道徳的」という意味があります。私たちは、以下のことに配慮して採掘された鉱物を使った製品を「エシカル」と考えています。

- ・水、空気、土地を汚染せず、いのちの基盤を守る
- ・野生の生物を傷つけず、貴重な生態系を壊さない
- ・先住民族・居住者の生活や土地を尊重する
- ・児童労働や、劣悪な環境での労働を行わない
- ・武装勢力の資金源となり、紛争を助長しない

□■□ エシカルケータイキャンペーン実行委員会

国際環境 NGO FoE Japan

<http://www.foejapan.org>

アムネスティ・インターナショナル日本

<http://www.amnesty.or.jp>

アジア太平洋資料センター (PARC)

<http://www.parc-jp.org/>

ナマケモノ倶楽部

<http://www.sloth.gr.jp/>

WE21 ジャパン

<http://www.we21japan.org/>

□■□ お問合せ・情報発信

エシカルケータイキャンペーン実行委員会

Email: info@ethical-keitai.net

URL: <http://www.ethical-keitai.net/>

facebook: <https://www.facebook.com/ethicalkeitai>